



紫陽花の花が雨に映える季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 食品用器具・容器包装の既存物質に係るポジティブリスト案の意見募集（厚生労働省）

令和2年6月1日に施行された食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について、食品用器具及び容器包装で従来から使用されている既存物質に関する令和4年4月現在のポジティブリスト案への意見募集が開始された（令和4年7月15日まで）。

[もっと詳しく☞](#) [厚生労働省（既存物質に係るポジティブリスト（別表第1）の意見募集について）](#)

② 改正後化管法における対象物質のCAS登録番号収載リストを更新（NITE）

NITEは、SDS制度の対象となる化管法改正後の第一種及び第二種指定特定化学物質について、参考情報として公表している確認済みのCAS登録番号収載リストの一部修正を行った。なお、改正後の指定化学物質のSDS提供義務は、2023（令和5）年4月1日から生じる。

[もっと詳しく☞](#) [NITE（化管法対象物質\(2021\(令和3\)年10月20日公布\)）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① 欧州POPs規則の修正案に対する意見募集（欧州委員会）

欧州委員会は、残留性有機汚染物質（POPs）規則（Regulation (EU) 2019/1021）の修正案に関する意見募集を開始した（2022年6月14日まで）。ペルフルオロオクタン酸（PFOA）及びPFOA関連物質について、物質、混合物及び製品中の非意図的微量汚染物質としての濃度を修正し、高機能性の抗腐食性ガスフィルタ－膜等に用いられるPTFE及びPVDFを製造するためのPFOA使用の免除について削除する内容である。

[もっと詳しく☞](#) [EC（Persistent organic pollutants \(POPs\)- perfluorooctanoic acid \(PFOA\)）](#)

② CLP規則附属書VIを改正（欧州委員会）

欧州委員会は、EUにおける危険有害化学品の分類、表示、包装に関する規則（CLP規則）の附属書VIを改正する修正規則（EU）2022/692を公布した。附属書VIに39物質の調和分類及び表示（CLH）が新たに追加され、収載済の17物質のCLHが変更、1物質が削除された。本規則は2023年12月1日から適用される。

[もっと詳しく☞](#) [EUR-Lex（COMMISSION DELEGATED REGULATION \(EU\) 2022/692 of 16 February 2022）](#)
[EUR-Lex（Corrigendum to Commission Delegated Regulation \(EU\) 2022/692 of 16 February 2022）](#)

③ 2022年特定有害物質禁止規則及びカナダ環境保護法（CEPA）附表3の修正規則案を公表（カナダ環境省、カナダ保健省）

カナダ当局は、カナダ環境保護法（CEPA）の下位規則である2012年特定有害物質禁止規則を置き換える、2022年特定有害物質禁止規則案を公表した。本規則案では、デクロランプラス（DP）及びデカブロモジフェニルエタン（DBDPE）の製造・使用・販売・輸入を禁止し、現行で規制されているペルフルオロオクタン酸（PFOS）等5物質に対する制限を強化する。これに伴い、CEPA附表3（輸出統制リスト）にDP及びDBDPE等を追加する修正規則案も合わせて公表された。これらの規則案に対する意見募集は2022年7月28日まで行われている。

[もっと詳しく☞](#) [Canada（Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2022）](#)
[Canada（Order Amending Schedule 3 to the Canadian Environmental Protection Act, 1999）](#)

④ スtockホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の開催（BRS MEAs）

2022年6月6日～6月17日の日程で、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」、「有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前かつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」の締約国会議が、スイスのジュネーブにて開催される。議題等は条約事務局のホームページから入手可能。

[もっと詳しく☞](#) [環境省（ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の開催について）](#)

農薬の安全性評価への(Q)SAR活用のご提案

種々の目的に応じて(Q)SARを活用した評価が可能です。お気軽にお問い合わせください！

- ✓ 農薬中不純物、代謝物の変異原性評価*
- ✓ 新規農薬開発における毒性スクリーニング
- ✓ 既存農薬の評価における優先順位付けのためのスクリーニング



* 欧州食品安全機関 (EFSA) の農薬中不純物の評価ガイダンス ([Guidance on the establishment of the residue definition for dietary risk assessment](#)) において、農薬代謝物の遺伝毒性評価に2種類の (Q)SAR を用いた評価が推奨されています

認定トキシコロジストによるエキスパートジャッジメントを実施

CERI が保有する(Q)SAR ソフト

- ・変異原性予測：Derek Nexus、Sarah Nexus、CASE Ultra 等
- ・感作性やその他のエンドポイントの予測：Derek Nexus 等

CERI の(Q)SAR 評価の実績

- ・ICH M7 対応した医薬品不純物の変異原性評価 **1000 物質以上の評価実績**
- ・農薬中不純物の変異原性評価
- ・化粧品成分の感作性評価 等

(Q)SAR：(定量的) 構造活性相関 ICH M7：医薬品中の変異原性不純物の評価、管理に関するガイドライン

お知らせ

○ 第27回化学物質評価研究機構公開研究発表会（オンライン）

本機構職員による研究発表及び技術報告をオンデマンドで配信中です！

開催期間：令和4年6月1日～6月30日

視聴方法：[専用フォーム](#)からお申込み頂くと、[CERIホームページ](#)から視聴いただけます（申込期限：6/28）

○ セミナー「ケミカルリスクフォーラム研修コース」

（一社）日本化学工業協会主催の2022年度ケミカルリスクフォーラム研修コースの6月27日の回（表題：化学物質のヒト健康影響、生態毒性の概論の概論）において、本機構の福島職員、田辺職員が講師を務めます。詳細は[リンク](#)をご覧ください

○ 皮膚感作性の定量リスク評価に関する論文の公表

本機構の福島職員らが執筆した論文がJournal of Applied Toxicologyに掲載されました（来月号で紹介予定）
Acceptable surface limits (ASLs) of skin sensitizers derived from the local lymph node assay (LLNA): BrdU-ELISA EC1.6 values and their relationships to known sensitization potency information. <https://doi.org/10.1002/jat.4339>

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：茅島、佐野)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@cerij.jp